

自立支援センターパールうき

自立支援センターおひさま

平成 31 年度 虐待防止マニュアル

一般社団法人自立支援センターパール

自立支援センターパールうき 自立支援センターおひさま 虐待防止マニュアル

(目的)

第1条 このマニュアルは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、一般社団法人自立支援センターパールが運営する「自立支援センターパールうき」、「自立支援センターおひさま」(以下、「施設」という)において、虐待を未然に防止するための体制及び虐待が発生した場合の対応等を定め、児童の権利や利益の擁護を目的とする。

(虐待の定義)

第2条 「虐待」とは、当施設の職員が児童に対して行う次の行為をいう。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えるということ。又必要のない身体拘束や行動制限を行うこと。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること、又は児童にわいせつな行為をさせること
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間放置、その他の職員としての監護を著しく怠ること。
- (4) 児童に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

※厚生労働省ホームページ掲載 児童虐待定義

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせるポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

(虐待防止対応責任者)

第3条 虐待に関して責任主体を明確にするため、虐待防止対応責任者を置く。

虐待防止責任者は管理者とする。

自立支援センターパールうき 河野 有佳里

自立支援センターおひさま 頼藤 忠継

(虐待防止受付担当者)

- 第4条 児童、その保護者、関係者等（以下「児童等」という。）が虐待の報告を行いやすくするため、虐待防止受付担当者を置く。
虐待防止受付担当者は管理者が兼任する。

(虐待報告等の受付)

- 第5条 虐待防止受付担当者は、児童等からの虐待報告を随時受け付ける。また、虐待防止受付担当者が不在の時には、他の全ての職員が虐待報告を受け付けることができる。
- 2項 虐待防止受付担当者は虐待の報告を受けたときは、直ちに「虐待通報の受付・経過記録書」を作成し、虐待防止対応責任者に報告する。

(虐待への対応)

- 第6条 虐待防止対応責任者は、前条の虐待報告を受けたときは、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、市町村障害者虐待防止センターに通報を行う。
- 2項 虐待防止対応責任者は、虐待の内容及び原因を調査し、必要な改善策を検討する。
- 3項 虐待防止対応責任者は、児童の保護者、関係者等に対し、虐待が発生した経緯及び改善策について説明しなければならない。

(虐待を受けた児童や家族への対応)

- 第7条 虐待の報告を受けた虐待防止受付担当者は、虐待を受けた児童の安全確保を最優先に行う。
- 2項 虐待を行った職員に対し、虐待の事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止等の何らかの措置を講じ、児童が安心できる環境づくりを行う。
- 3項 管理者は、虐待を受けた児童やその家族に対して虐待が発生した経緯、虐待の内容等を説明し、謝罪を行い信頼の回復に努める。

(改善に向けた措置)

- 第8条 虐待防止責任者は職員会議を開き、虐待の再発防止策を検討する。必要に応じて、児童と共に協議の場を設ける。
- 2項 虐待防止対応責任者は、虐待が発生した経緯及び改善策を記載した改善計画を策定し、児童等に説明する。

(虐待防止のための措置)

第9条 虐待防止対応責任者は、虐待の防止を図るため、定期的に職員研修を実施する。

2項 虐待防止対応責任者は、虐待対応の仕組みや通報先について、施設内やホームページ等に記載し周知する。

通報先：宇城圏域障害者虐待防止センター 電話番号:0964-25-9019

(虐待対応の記録・報告)

第10条 虐待防止受付担当者は、虐待報受付から解決・改善までの経過と結果について所定の書面に記録する

2項 虐待防止対応責任者は、被虐待者に対し改善を約束した事項について、随時又は一定期間後に児童等に報告する。

(養護者による虐待について)

第11条 虐待防止対応責任者及び、その他の職員は児童が養護者等からの虐待の痕跡や疑いがある場合は協議し、障害者虐待防止センターもしくは最寄りの児童相談所への相談を行う。

附則

このマニュアルは、平成30年4月1日から施行する